

<b>社会保障審議会障害者部会</b>	
第 109 回 (R3. 5. 14)	資料 7

## 障害者総合支援法の施行後 3 年を目途とした見直しに係る障害者部会への意見

全国精神障害者社会福祉事業者ネットワーク（全精福祉ネット）

代 表 森 敏 幸

### I 地域における障害者支援について

1) 障害の重度化・障害者の高齢化を踏まえた地域での生活の支援についてどう考えるか。とくに、地域での自立生活の実現・継続を支えるサービスの在り方をどう考えるか。

- 重度または高齢の精神障害者が地域生活を円滑に進めるためには、医療機関や関係機関等との連携の下、疾病や障害の状況に応じた多様な支援の活用が可能な環境が必要である。現在、地域生活を進めるために利用できる障害福祉サービスの多くが通所によるサービスが中心となっており、タイムリーにアクセスしにくい状況もあることから、通所できない状態から通所できる状態になるまでのリハビリテーション支援が必要である。そのための個別支援を強化するために地域にある現行の就労支援事業所や生活訓練事業所等の利用可能な障害福祉サービスに訪問支援の機能を充実させ、こうした段階から始められると効果的な支援が可能になるのではないかと。
- それまで障害福祉サービスでサポートを受けていた障害者は、65歳で介護保険を優先して利用することになるが、費用の負担増や支給される支援量が相当に不足する現状も散見される。このため、障害者のニーズに合わせて介護保険サービスと障害福祉サービスを併用して使えるような仕組み作りが必要である。併用に加えて、さらに上乗せ支給を審査会に提案して実施している積極的な市町村もあるが、一方では、それを認めない地域もあるなど、国の制度の運用に地域間の差異がみられることから、どこに住んでも誰もが同様に福祉サービスが受けられる環境を整えるべきである。
- 重度で社会経験の乏しい精神障害者には、地域の福祉サービスを利用することをイメージすることが難しい場合がある。このため体験の機会が欠かせず、これらを身近な地域で保障できるような仕組みの整備が必要と思われる。

2) 地域での自立生活への移行や継続を支えていくための相談支援の在り方についてどう考えるか。また、地域共生社会の実現に向けた改正社会福祉法による参加支援や地域づくりといった観点も踏まえ、地域生活に必要な暮らしの支援（地域生活支援事業等の在り方）について、どう考えるか。

- 精神障害者の地域移行や地域生活を進めるためには医療機関との連携は欠かせない。障害福祉サービス利用以前の受診同行などの医療への繋ぎの役割の中心となるのは、地域の精神保健福祉士など相談支援者であり、相談支援事業所である。これらの相談支援機関に配置される精神保健福祉士などの国家資格を有する専門職が、その専門性に見合った待遇が維持できる環境が不可欠である。さらに、これらの専門職がその資質を向上できる研修、育成の機会を充実させる必要がある。これらを実現するためには、そのための担い手が確保できるような予算の裏付けが必要ではないかと。
- 多くの精神科医療機関が複数の障害福祉サービス事業を運営している。精神障害者の地域移行を効果的に進めるために、自己完結型で事業を進めることがないよう地域にある相談支援事業所等との連携が欠かせない。このため、医療機関と地域の相談支援事業所との連携を促進するための仕組みづくりが必要である。
- 障害者が暮らしやすい地域づくりを進めるためには地域の自立支援協議会の果たす役割が大きい。しかし、各地の自立支援協議会の構成員はほとんどが福祉関係者で占められ、教育、医療、行政関係者が数名参加する形が一般的となっており、関係者同士ゆえに新しい視点の意見が出にくい

状況もある。このため、地域共生社会に向けた地域づくりの観点から、自立支援協議会の構成メンバーに障害当事者の代表者や企業関係者、民生委員協議会関係者、町内会連合会関係者、ボランティア関係者、地域づくりアドバイザーなどを新たに追加するなど、地域のニーズに沿った構成員を加えて組織を活性化する取組が望まれる。これらを踏まえた国の指針を提示するなどし、国の指導をお願いしたい。

## II 障害者の就労支援について

1) 短時間雇用など多様な就労ニーズへの対応や加齢等の影響による一般就労から福祉的就労への移行についてどう考えるか。

- 障害者雇用の推進のために「障害者雇用率制度」は大きな役割を担ってきた。しかし、長年精神障害者がこの制度の恩恵を受けることがなかったため、精神障害者が一般企業で雇用される取り組みは、雇用率制度が適用されないような中小零細企業への働きかけが積み重ねられてきた。また、精神障害者や発達障害者、高次脳機能障害者にはいきなりの長時間での就労が難しい事例も多い。短時間雇用は、これらの障害者の特性をカバーし、障害者が地域で働く機会を実現する可能性を持つものと思われる。
- 高齢者雇用安定法の観点からも、高齢によりフルタイムの一般就労が難しくなった障害者に対して、働く場の保障として緩やかな福祉的就労が可能となる就労継続支援B型事業の併用ができる仕組みが必要と考える。また、精神障害者が一般雇用に移行する手段として就労継続支援B型事業を利用しながら一般企業でのアルバイトなどを行うことも有効と考えられる。  
現在、週20時間未満の雇用では、現状では法定雇用率に算定されないため、複数名での積算型の雇用率制度の整備を検討してはどうか。

2) 雇用と福祉の連携強化についてどう考えるか。(雇用・福祉施策の役割分担、それぞれの課題など)  
※雇用と福祉の連携強化については、「障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会」においても検討中(資料2)。

- 就労継続支援事業所や地域活動支援センター、精神科デイケアなどには、一般就労が可能な精神障害者が多数存在している。事業所の支援者は利用者の一般就労の可能性に着眼し、一般就労への移行を積極的に促すような施策を推進すべきである。
- 一般就労を促進する評価の仕組みについて、相談支援事業所がその役割を担い、技術的・時間的に困難がある場合、就労移行支援事業所や就業・生活支援センター及び障害者職業センターの協力を得て連携出来るような取組ができる施策の展開が望まれる。
- 社会資源が少なく人口減少している過疎地域においては、雇用と福祉を結び連携を後押しする役割として期待できるのは、就業面と生活面を支援する役割を持った障害者就業・生活支援センターである。現在の障害者就業・生活支援センターは、人口の少ない地域でも実施できる小規模センターが運営できるようになっているが、小規模センターでは職員配置が少なく、増え続ける支援のニーズに追いついていかない現状がある。障害者の就労定着支援を強化するためには、小規模を含めた障害者就業・生活支援センターの人員配置を手厚くすべきである。また、同センターの予算措置は十分ではなく、特に生活支援事業を管轄する県の予算はこの数年同額であり今後も増額が見込めないため、当該事業を推進するためにも安定的な財源の仕組みが必要である。
- 障害者の一般雇用が進められている中で、雇用と福祉を結びつける役割を担う障害者就業・生活支

援センターには、公的機関に就労した障害者への支援が難しいことやセンターによっては財政的な理由で専門性の高くない職員が配置されていたり、短期で職員が交代するなど、周囲の期待とは裏腹となっている課題が多いように思われる。より高い専門性が確保され、障害者の就労支援ニーズに見合った地域の中核的な機能が果たせる機関として財政的、財源的な面を含め見直し、検討が必要ではないか。

### Ⅲ その他

#### 1) 介護保険施設等を居住地特例の対象とすることについてどう考えるか。

- 居住地特例については、特例になる施設と特例にならない施設とがあり、市町村間での判断や確認、調整などが煩雑で、利用者にとっても分かりにくい制度になっているのではないか。
- 高齢者は心身の状態変化が短期間で起きやすく、本人の状態に合わせたタイムリーな施設の選定や実際の利用がどれだけ保障できるのか懸念される。財政負担の平等性の論点になりがちだが、本来は住み慣れた場所で生活し、身体の状態変化があっても住み慣れた地域で施設利用が出来る当事者本位の施設整備の在り方の観点が必要ではないか。

#### 2) 障害福祉サービス等の制度の持続可能性についてどう考えるか。

- 障害福祉サービス等の制度の持続可能性が議論になる際に介護保険との統合という話が出てくるが、統合による財政面の安定性などのスケールメリットはあるものの、社会保障に対する国民負担の受け止め方は、個人にとって避けられない高齢化の問題と障害者福祉とは大きく異なるものがあり、障害福祉サービスを含めての保険負担に理解を得るのは難しいように思われる。したがって、障害者福祉については、これまでどおり税負担で政策を進める必要があると考える。OECD 主要国の社会保障給付の GDP 比による福祉関係予算をみても、日本の予算は米国を除いて下位にある現状もある。
- 就労系事業所の支援の質の担保や事業所設置数の適正化を図るため、地域の実情に照らした、いわゆる「総量規制」や事業内容の評価が必要ではないか。さらに、障害者への効果的な支援を実現するためには多機能型事業所の制度を見直し、就労移行支援事業または就労継続支援事業などは単機能型とすべきではないか。
- 現在全国各地で精神障害者による当事者活動が展開されている。精神保健福祉サービスを受ける当事者が「経験によるエキスパート」としてケアシステムに関わることの利点の一つとして、再入院の防止やQOLの向上をもたらすことなどとともに財政的な効果なども指摘されており、地域のニーズに合ったきめ細かな障害福祉サービスの提供が可能となることが考えられるので、ピアサポート活動を制度化することを検討すべきと思われる。